

「障害児通所支援事業所における安全対策支援事業」FAQ

※回答については、今後変更が生じる可能性があります。※

(令和7年9月時点)

番号	対象	問	答	備考
1	事業全般	公設公営、公設民営は補助対象になるか。	補助対象になります。	
2	事業全般	備品購入費や工事費も補助対象になるか。	補助対象になります。	
3	事業全般	令和6年度までも同様の補助事業があったが、補助内容、補助基準額、補助率は令和7年度も同様か。	送迎バス等への安全装置の設置については、令和5年度で補助対象期間が終了しており、補助対象外です。それ以外については、原則として令和7年度も令和6年度と同様の内容です。	
4	事業全般	令和6年度までの補助交付を受けている場合の補助基準額の考え方について	令和6年度までに補助交付を受けている場合、当該事業所の令和7年度の補助上限額は既交付額に応じて減額となります。 例「送迎バス等への安全装置の設置」について、令和5年度に20万円、「送迎バス等以外の置き去り等の事故防止」について、令和4年度に20万円、令和5年度に30万円の補助交付を受けた場合、令和7年度の補助上限額は200万円-20万円-30万円＝150万円になります(「送迎バス等への安全装置の設置」20万円は減額から除外)。	
5	事業全般	リース料等のランニングコストは補助対象になるか。	本補助事業の実施期間中(※)に新たに導入した機器であり、同期間中分のランニングコストは、補助対象になります。(※令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) 令和7年度の補助対象となる経費は、令和7年3月31日までの経費は含まず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの経費が補助対象になります。 なお、令和7年度中に使用しない消耗品等のストックは補助対象外です。	
6	事業全般	人件費は補助対象になるか。	補助対象外です。	
7	事業全般	事業所が取引先に支払う際の振込手数料については、補助対象に含まれるか。	振込手数料は補助対象外です。ただし、振込手数料を取引先が負担している場合で、振込手数料が取引価格に含まれていてその金額が把握できない場合は、振込手数料を含めて補助対象を計上しても差し支えありません。	
8	事業全般	国事業は都事業に含まれているのか。	本都事業は国事業の対象を拡大、補助単価の上乗せを行っています。そのため、都は各事業所に補助を行ったもののうち、国庫補助対象のものについて都から国へ補助交付申請をします。	
9	事業全般	新規開設事業所の場合、導入するタイミングが開設前の場合もあるが、その場合でも対象となるか。	開設前の導入であっても、補助対象期間中(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に導入し支払いまでが完了したものは、補助金の交付の対象となります。 なお、令和8年3月31日までに開設している事業所が対象となります。	
10	事業全般	令和7年4月1日以降に実施したベビーセンサー等、その他の置き去り等事故防止・午睡時の事故防止等が補助対象となるのか。	補助対象期間中(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の取組が補助対象になります。	
11	事業全般	登降園管理システムなどの機器の導入経費はリースを含みますか。	機器の導入全般にリースを含みます。	
12	置き去り等の事故防止	送迎バス等の安全点検について、法定点検は補助対象になるか。	法定点検は補助対象外です。	
13	置き去り等の事故防止	安全装置を付けた後、令和7年度中に修理費等が生じた場合、その経費は補助対象となるか。	設置後の修理費等は補助対象外です。	
14	置き去り等の事故防止	睡眠時の事故防止単独で1事業所上限200万円を申請することは可能か。	可能です。	
15	置き去り等の事故防止	登降園管理システムについて、登降園管理機能に加えて個別支援計画やサービス提供記録、業務日報等の作成、国保連への請求機能などの機能が含まれているが、対象となるか。	対象となります。 なお、機能ごとに経費を切り分け可能な場合は、登降園管理機能のみの経費を切り分けて申請してください。切り分け不可能な場合は、登降園管理機能以外も含めた経費を申請してください。	
16	置き去り等の事故防止	「ICTを活用した子どもの見守りサービス」に「登降園管理システム」の経費が含まれる場合はどうしたらよいか。	機能に着目し、経費を切り分けて申請してください。切り分けられない場合には、いずれかの事業として申請してください。	
17	置き去り等の事故防止	「置き去り等の事故防止」の「置き去り、見失い、飛び出し防止に係る経費、その他安全対策費用で都が認めるもの」の対象は何か。	飛び出し防止柵、飛び出し注意の看板、(窓等の)補助錠、ベビーゲート、遊具の安全対策、AED、事故防止を目的としたカメラの設置、ブザー、ワイヤレスチャイム、窓用補助鍵(転落防止用)などが該当します。ここに記載以外のものについては、個別に判断します。	
18	置き去り等の事故防止	事業所からの飛び出し防止のため、園庭や敷地の出入口等、事業所の建物以外に設置したものも補助対象になるか。	事業所の敷地内に設置するものであれば、補助対象になります。	
19	置き去り等の事故防止	カメラの設置は補助対象になるか。	事故の防止を目的としたカメラの設置は補助対象になります。なお、「障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」のカメラ設置に重複しないよう申請してください(その他の物品も同様)。	
20	置き去り等の事故防止	児童発達支援事業と放課後等デイサービスを実施しているが、補助の申請はひとつの事業所か、2つの事業所として申請できるか。(上限は、両事業で200万円か、それとも児童発達支援事業200万円、放課後等デイサービス200万円で申請できるか)	多機能型として児童発達支援事業と放課後等デイサービスを実施している場合は、一つの事業所としての扱いとなります。(上限は両事業で200万円になります。)	
21	置き去り等の事故防止	本園と分園とでそれぞれ申請することは可能か。	事業所単位での申請となるため、本園と分園とでそれぞれ申請することは不可です。	
22	申請方法	同一の事業所において、令和6年度までの補助金で交付を受けているが、令和7年度の補助金に申請することは可能か。	補助基準額の範囲内であれば申請可能です。 (例) 「送迎バス等以外の置き去り等の事故防止」について、令和4年度に20万円、令和5年度に30万円の補助交付を受けた場合、令和7年度の補助上限額は200万円-20万円-30万円＝150万円になります。 ※「送迎バス等への安全装置の設置」は、令和5年度で終了しております。	

番号	対象	問	答	備考
23	申請方法	補助対象外の主な事例について	〔全般・共通〕 ☐修理、修繕、改修、買い替え ☐機器やサービスのオプション(安全対策とは無関係なもの) ☐予備の物品 ☐保守、メンテナンス、延長保証 ☐振込手数料、クレジット会社への手数料 ☐水光熱費 ☐ポイント加算分 (補助対象経費の支払に当たって、ポイントが付与される場合は、ポイントを金額換算した分は補助対象外。その金額分を除外した金額で補助申請) ☐複数の分類での重複申請 (例:システム経費をICT活用、登降園管理の両方で申請するのは不可。どちらかで申請) 〔研修・安全点検〕 ☐安全運転研修 (置き去り防止の内容が含まれていない場合) ☐自前の研修 (自社、自施設の職員による研修。法人や施設の人件費は対象外) ☐法定点検 (6か月点検など、自動車の運行上、法令で義務付けられている点検に係る経費は対象外) ☐車外のみを映すカメラ、ドライブレコーダー (置き去り防止が対象なので、交通事故対策は対象外。車内も確認できるのであれば対象) ☐交通事故防止(チャイルドシート) ☐駐車場での置き去り防止 ☐安全装置の設置対象外の車両での置き去り防止対策 (3列だが、置き去りのおそれがない場合は、置き去り防止も補助対象外) 〔ICT活用、登降園管理〕 ☐令和7年4月1日より前に利用開始したサービスの利用料 ☐令和7年度の期間外(令和7年4月1日より前や令和8年4月1日以降の期間)でのサービス利用料 ☐必要な範囲を超える数の機器、GPS類 位置確認のために身に付ける機器→1日の利用児童の最大数が上限 〔その他〕 ☐防犯関係 ・警備業務委託経費 ・インターフォン(誰が来訪したかを確認するためだけのもの) ☐防災関係 ・非常食、ヘルメット、簡易トイレ、避難場所での雨具や防寒具、発電機等 ☐古くなったAEDの交換(原状回復は対象外) ☐熱中症予防に関するもの ・空調関係(エアコン、扇風機、送風機) ・消耗品(アイスなど) ・ネッククーラーのように子供一人一人を個別に冷やすようなグッズ ・駐車場での熱中症予防	
24	その他	補助金交付を受ける場合において、留意することはあるか。	〔財産処分について〕 本補助金を活用して機器等を購入し、その後当該機器を別事業へ使用する場合や、障害児通所支援事業を「休止」、「廃止」、「別法人への事業譲渡」等がされる場合は、財産処分の手続きが必要になる場合があります。御理解と御了承の上、申請いただきますようお願いいたします。 なお、これらの事由に該当する可能性がある場合は、方針が決まった時点で速やかに補助金担当者まで御連絡ください。 〔消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について〕 交付要綱別記16に定める報告書についてとなります。これは、本補助金の交付を受けたすべての事業者が交付事業所ごとに報告書を作成し、提出する必要のある書類です。 提出依頼については補助金交付後に別途御連絡いたしますが、令和7年度補助金については令和9年ごろの依頼を予定しております。依頼までに期間が空きますので、御理解と御了承の上、申請いただきますようお願いいたします。 ※万一、本報告書依頼までに、「事業の休止」、「事業所の廃止」、「別法人への事業譲渡」等がされる場合は、方針が決まった時点で速やかに補助金担当者まで御連絡ください。 (なお、本報告書は、事業の廃止や事業譲渡等がなされていたとしても、補助金の交付を受けた事業者として報告いただく必要があります。)	